

厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)

指標名	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
新規適用事業所数	事業所	66,087	80,059	78,467	69,403	63,143
全喪事業所数	事業所	45,223	41,634	40,121	41,366	40,532
適用事業所数 (年度末現在)	事業所	1,648,101	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964
未適用事業所数 (年度末現在)	事業所	63,539	97,427	100,470	103,247	111,990
被保険者数 (資格取得分)	人	6,904,641	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,168,311
被保険者数 (資格喪失分)	人	6,375,211	6,448,290	6,642,565	6,998,244	5,273,454
被保険者数 (年度末現在)	人	33,021,689	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566
民間委託による文書・電話勧奨事業所数※	事業所	125,757	70,973	72,603	36,860	42,765
民間委託による訪問加入勧奨事業所数※	事業所	67,239	43,755	36,480	24,198	18,953
呼出による加入指導実施事業所数	事業所	8,563	8,657	1,030	595	1,575
訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	4,013	6,786	3,583	1,652	3,390
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	4,861	10,883	6,199	3,381	3,139
上記の内、認定による加入手続き件数	事業所	11	87	73	21	34
事業所調査件数	事業所	496,954	460,916	206,652	45,933	47,402

※平成18年度以前は職員による実施数と民間による実施数の合計

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の納付率の向上

① 国民年金保険料の納付率の向上に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。

ア 現年度のみ未納者への納付督促

現年度のみ未納期間を有する者に対して、納付勧奨のチラシを同封した納付書を送付する。(平成22年2月末から3月中旬を目途に送付。)

イ 市場化テスト受託事業者との連携

アによる納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督促を実施する。

ウ 強制徴収の取組み

平成20年度以前着手分について、優先的に整理する。

エ 口座振替の勧奨

現金納付による優良納付者に対する口座振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬に口座振替勧奨DMを送付。)

○国民年金保険料の確実な収納を図り、現年度保険料の納付率(※12)について、当面、その低下傾向に歯止めをかけるため、機構設立後の平成21年度末(平成22年1月～3月)における特別対策として、以下の取組を重点的に行いました。

《用語解説》

(※12) 平成21年度の場合、「平成21年4月分から22年3月分までの納付対象月数」に占める「平成21年4月分から22年3月分までの納付月数」の割合

①国民年金保険料の未納期間(現年度のみ)を有する者に対して、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を平成22年2月末から3月末にかけて送付し、納付督促を行いました。

さらに、納付書送付後は市場化テスト(※13)受託事業者と連携し、電話納付督促、戸別訪問などの事後フォローを行いました。

事項	平成20年度	平成21年度
分割納付書の送付	170万件	151万件 (85万人)

※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値

《用語解説》

(※13) 市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しており、官民が対等な立場で、提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用する仕組みです。

機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨業務等を包括的に民間委託しています。(免除等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実施)

②また、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。

事 項	平成20年度	平成21年度
最終催告状送付件数	16,350 件	17,131 件 (2,758 件)
督促状送付件数	8,160 件	10,061 件 (1,037 件)
差押件数	5,534 件	3,092 件 (314 件)

※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値

③口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメール(DM)による勧奨、未納者に対する特定業務契約職員(国民年金推進員)による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨等により積極的な取組を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度
口座振替勧奨DM送付件数	140 万件	133 万件

※件数については、各年度とも2月初旬に送付した件数

<参考>

事 項	平成20年度	平成21年度
口座振替納付者数	562 万人	527 万人
口座振替利用率	38.0%	36.3%

④所得情報を活用して免除等申請書未提出者に対して免除勧奨を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度
第1号被保険者数	1,966万人	1,951万人
免除勧奨件数	166万件	153万件 (21万件)
全額免除者数等	521万人<26.5%>	535万人<27.4%>

※第1号被保険者数には任意加入者は含まれていない。

※免除勧奨件数はダイレクトメールによる勧奨件数である。

※全額免除者数等には、「学生納付特例」及び「若年者納付猶予」を含む。

※「全額免除者数」欄の< >内は第1号被保険者数に占める割合である。

※「平成21年度」欄の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値である。

○なお、納付督励業務については全ての年金事務所において、免除勧奨業務については127か所の年金事務所において、市場化テスト受託事業者により実施しました。委託の結果、コストについては相当程度削減されている一方、事業実績に関する要求水準は達成できていない状況です。その要因として、低コストの電話督励が中心的な手法となり、戸別訪問の実施が委託前と比べて大幅に減少していること等が考えられます。また、委託者である機構と受託事業者との連携が必ずしも十分ではなかったことが反省点として挙げられます。

○このため、平成22年10月に更改が予定されている185か所の年金事務所に係る業務の委託に当たって、入札方式や実施要項の見直しを行うとともに、受託事業者との情報交換や連携強化に取り組んでいく方針としています。

○これらの取組のほか、納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。

事 項	平成20年度	平成21年度
コンビニエンスストアでの納付	966 万件	1,107 万件 (267 万件)
インターネットや携帯電話等の電子納付	38 万件	42 万件 (10 万件)
クレジットカードによる納付	32 万件	78 万件 (20 万件)

※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値

○各年金事務所においては、旧各社会保険事務所において平成21年6月に策定した行動計画に基づき実施した平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について可能な限り前年度並みの実績を確保することを目標に、上記の保険料収納対策を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度(3月末)
納期限内納付月数	9,817 万月	8,615 万月
督促による納付月数	1,056 万月	878 万月

<参考> 納付督促の実施状況

事 項	平成20年度	平成21年度
電話納付督促	1,483 万件	1,969 万件
戸別訪問督促	1,103 万件	419 万件
催告状	818 万件	1,305 万件
集合徴収	31 万件	11 万件
計	3,435 万件	3,704 万件

(注) 上記の納付督促件数は、職員、収納指導員及び市場化テスト事業者による納付督促の総数である。

- 【別表 7：国民年金適用収納業務に係る実績数値】
- 【別表 8：国民年金保険料現年度納付率の年次推移】
- 【別表 9：国民年金保険料最終納付率（※14）の年次推移】

《用語解説》

（※14）平成 19 年度の場合、「徴収時効が消滅する平成 21 年度末現在における 19 年度分の納付対象月数」に占める「平成 19 年度から 21 年度末までに納付された 19 年度分の納付月数」の割合